

ROSEリポジトリいばらき（茨城大学学術情報リポジトリ）

Title	クリントン政権の連邦主義改革--マンデイト改革とEZ/ECプログラムを中心に
Author(s)	小池. 治
Citation	茨城大学政経学会雑誌(65): 41-48
Issue Date	1996-03
URL	http://hdl.handle.net/10109/9425
Rights	

このリポジトリに収録されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作権者に帰属します。引用、転載、複製等される場合は、著作権法を遵守してください。

お問合せ先

茨城大学学術企画部学術情報課（図書館） 情報支援係
<http://www.lib.ibaraki.ac.jp/toiawase/toiawase.html>

クリントン政権の連邦主義改革

— マンデイト改革と E Z / E C プログラムを中心に —

小 池 治

1. はじめに

1992年の大統領選挙では、当初の予想を覆してビル・クリントンが現職のジョージ・ブッシュを破り、民主党は12年ぶりに政権に復帰した。それはレーガン政権時代に大幅に連邦補助金をカットされた州や地方政府にとって、明るい展望を期待させるものであったに違いない。しかしながらクリントン政権はブッシュ政権から巨額の「負の遺産」を引き継いでおり、財政赤字の削減を最優先しなければならない状況にある。もはや 'tax and spend' (増税と支出拡大) という民主党の伝統的な手法を取ることはできない。それに代わってクリントン大統領が選択したのが 'invest and grow' (投資と成長) のアプローチである。⁽¹⁾ その一環としてクリントン政権は 'reinventing government' (政府の再生) をキー・フレーズに、ナショナル・パフォーマンス・レビュー (N P R) という調査チームを設けてラディカルな行政改革計画を作成させた。そして連邦政府職員の25万人削減や規制緩和等を通じて5年間に1080億ドルを節減し、それで浮いた財源を経済開発に投資するとしたのである。ただし、そのためには連邦政府の行政改革だけでなく、連邦政府と州及び地方政府との関係すなわち連邦主義の改革も必要とされている。はたしてクリントン政権はアメリカの連邦主義をどのように改革しようと考えているのであろうか。この小論では、まず最初に N P R の改革提案を概観し、次にマンデイト改革と E Z / E C という2つのイシューを中心にクリントン政権の連邦主義改革の実像に迫りたい。

2. N P R の提言

クリントンは、大統領選挙に際して出版したアル・ゴアとの共著『国民再優先』の中で、「政府の運営を根本的に変革しなければならない。トップダウンの官僚制から起業的な政府へと変え、市民やコミュニティに権限を与えてボトムアップから我が国を変革するのだ」と述べ、連邦主義の改革を公約に掲げた。⁽²⁾ ただし、同書では推進すべき改革の具体的な内容には触れていない。

クリントン政権の連邦主義改革案が提示されるのは、1993年9月に提出された N P R の報告書「官僚主義から結果主義へ」においてである。この N P R 報告書の概要については既に紹介がなされているので、ここでは連邦主義改革に関する部分だけを取り上げることにする。⁽³⁾

まず N P R は、連邦政府の国内政策は実質的に州や都市やカウンティによって運営されているが、連邦政府による管理はほとんどうまくいっていないと指摘する。連邦政府は600以上の補助金プログラムを通じて予算を配分しているが、そのうち445は総額5千万ドル未満の零細補助金であり、さらにその中の275は1千万ドル未満のものである。議会も150件の教育訓練プログラム、100件の社会サービスプログラム、80件以上の保健プログラムに補助金を支出している。これらの特定補助金の多くは、個別にみれば理にかなっているかもしれないが、全体としては創設当初の目的から外れていることがしばしばである。とくに政府機関による零細補助金プログラムの管理は、官僚主義を生み出すだけでなく、サービスの低下をもたらす。あらゆるレベルの政府で何千という公務員が規則を書いたり、補助金申請書を書いたり、様式

を埋めたり、相互にチェックをしたり、監視を避けるために膨大な時間を浪費しているのである。

そして、次のように述べて、ラディカルな連邦主義改革の必要性を強調した。

「システムが根本的に壊れているのだ。もはや周辺的あるいは漸進的な変更では誰も納得しまい。州や地方の担当者も連邦の管理官も議会スタッフも、みな抜本的な改革を望んでいる。連邦政府は自らの問題を管理する際と同じように、州や地方の問題に対処するうえで用いてきた基本的なパラダイムを変更しなければならない。プログラムの責任を手続に求めるのではなく、結果に求めようではないか。」⁽⁴⁾

そして、具体的に次の6項目を提言した。

- ① 新設のコミュニティ・エンパワーメント・プログラムを管理するため、キャビネットにエンタープライズ・ボードを設置する。
- ② 連邦政府による財政措置の伴わないマニフェストを削減する。
- ③ 55の特定補助金をより用途の広い「フレキシブル補助金」に統合する。
- ④ その他の特定補助金の運用における州や地方のフレキシビリティを増大する。
- ⑤ すべての政府機関は、結果と相入れない規則や規制について適用除外（ウェーバー）の措置を講ずる
- ⑥ 公共住宅プログラムに関する規制を緩和する。

一瞥して分かるように、ここには連邦政府の権限強化を求める民主党の伝統的なアプローチは見られない。むしろ連邦規制に関しては、レーガン＝ブッシュ時代の新保守主義路線よりもさらに連邦の役割を制限する方針が打ち出されているようである。しかしながら、こうしたクリントン政権の改革路線を連邦主義のイデオロギーに結びつけて考えることは適当ではないだろう。よく知られるように、NPRはオズボーンとゲーブラーのベストセラー『政府の再生』にヒントを得て作成されたものである。同書は州や地方政府の行政改革の成功事例を紹介し、同様に改革を行えば連邦政府

も生まれ変わることができる⁽⁵⁾と説く。それと同様にクリントンは連邦政府の官僚体質を変えることができるというのである。NPRの報告書では、民間部門における経営改革の成功事例も多く取り上げられている。そして連邦政府組織もリエンジニアリングを行うことで、カスタマー（住民）を最優先するサービス提供システムを構築できると主張する。クリントン大統領の政策の特徴は従来のイデオロギーにとらわれない現実主義にあるといわれるが、それは連邦主義改革のアジェンダについても当てはまるのである。⁽⁶⁾

このことは、クリントン政権の内政政策会議のスタッフが連邦主義の専門誌『プブリウス』の求めに応じて執筆した論文「連邦主義の再生」において明瞭に示されている⁽⁷⁾。同論文では、クリントン政権の改革理念を「連邦—州—地方のパートナーシップの再活性化」という言葉で表現している。これは次の7つの原則から構成される。

- (1) 連邦政府は国家目標を設定し、州や地方に対しては目標を達成するための手段の選択に際して最大限のフレキシビリティを与えるべきである。
- (2) 既存の法律や規則の範囲内で連邦政府はウェーバー（適用除外）権限及び関連法律を積極的に利用して、州やコミュニティが重要な国家目標に合致するための独自のアプローチが設計できるようにすべきである。
- (3) 連邦の支援の見返りに連邦政府は、従来のインプットとプロセスからなる官僚主義的なマイクロマネジメントに代わる基準として、州や地方政府による国家目標実現への努力を評価する厳格なパフォーマンス・スタンダードを作成し推進すべきである。
- (4) 連邦政府は特定補助事業間の調整の改善に努力し、適当なものについてはよりフレキシブルな事業へと統合を進めるべきである。
- (5) 連邦政府は、明らかに法律上及び憲法上その責任の範囲内にある諸問題に対する財政責任について、より多くの負担を引き受けるべきである。

(6) 公平な市民権及び機会の平等を確立するための憲法上の責任を果たしつつ、連邦政府は財政措置を伴わない連邦法が州及び地方政府に及ぼす影響を削減すべきである。

(7) 州や地方政府は民主主義の実験室であるという古典的な役割を連邦政府は増進させ、連邦政府がその成功から学ぶだけでなく、地方政府間の相互学習を進めるべきである。

この7原則に示されているように、クリントンの目指す連邦主義の再生とは、連邦政府と州及び地方政府とのパートナーシップの強化にあるといっている。その際にクリントンは、連邦主義についても顧客の満足を第一に考える「リエンジニアリング」の発想に立って改革を進めようとしているようである。すなわち、連邦政府という「本社」からサービス提供の「現場」である州や地方政府に権限を移譲することで、顧客に対するサービスの高度化を図るというのが、その改革の基本的なモチーフであるといえよう。⁽⁸⁾

3. マンデイトの改革

NPRの報告書は、その改革提言の大半は議会による立法措置がなくとも実行できるとしている。しかし重要な改革には議会による法律の制定が必要であり、そうした局面において必ずしも議会のスムーズな協力が得られているわけではない。とりわけ連邦権限の縮小にはリベラル派の民主党議員を中心に反対の声が根強い。しかしながら1994年秋の中間選挙で民主党が歴史的な敗北を喫し、上下両院で共和党が多数派を占めたことで、風向きは明らかに変わったようである。ここで取り上げるマンデイト改革は、クリントン政権の現実主義的スタンスと連邦議会との対立の図式が如実に現われた事例でもある。

マンデイトとは、人種差別撤廃政策や環境規制のように連邦政府が法律に基づき州や地方政府に対して規制の執行を命ずるものである。⁽⁹⁾ こうした政府間規制は1970年代以降の社会的規制の増大とともに増えていった。それゆえ1970年代を「規制の連邦主義」の時代ととらえる見方もある。

一方、1980年代のレーガン政権時代には個人向けエンタイトルメント補助金以外の連邦補助金の多くが整理されたため、財政措置の伴わないマンデイトが急増した。その意味では、1980年代以降の「規制の連邦主義」はそれまでのものとはかなり性格を異にしているといえる。⁽¹⁰⁾

さて、クリントン大統領はNPR報告提出後の1993年9月30日に「規制計画及び審査」と題する大統領令12866号に署名した。これは各連邦機関に対し、規制の制定にあたっては法律に定められたものに限定すること、規制のコストとベネフィットを事前に評価することなどを指示したものである。⁽¹¹⁾ また1993年10月26日には「政府間パートナーシップの増進」と題する大統領令12875号を発している。これは財源措置の伴わないマンデイトが州や地方の財政を圧迫しているとして、ウェーバーの弾力化を各機関に求めたものである。⁽¹²⁾ 実は、大統領令12875号へのクリントン大統領の署名の翌日(10月27日)には、合衆国市長会(USCM)と全国カウンティ協会の共催による「財源措置のないマンデイトに対する全国行動日」(National Unfunded Mandate Day: NUM Day)が予定されていた。これは全国の300以上の都市と128のカウンティで、この日に一斉に連邦規制コストを算出するという企画であった。すなわちマンデイト問題に対する世論を高め、連邦政府にプレッシャーを与えようとしたわけである。その前日にクリントンがマンデイト改革の大統領令に署名した背景には、政権が連邦主義改革を求める地方の声に敏感であることを示すという意味があったのである。⁽¹³⁾

一方、クリントン政権は、議会のマンデイト改革立法についても積極的に支援を行った。第103議会には32本のマンデイト改革法案が提出されたが、そのうち上院では新人議員で市長の経験のあるダーク・ケンプソーン共和党議員が上程したS. 993が、下院ではやはり前市長のゲーリー・コンデット民主党議員が提案したH. R. 140が、それぞれ有力法案として多数のスポンサーを獲得した。1993年5月20日に提案されたS. 993は「ノーマネー・

ノーマデイト」をうたった5ページの簡潔な法案であったが、クリントン政権は上院政府問題委員会のジョン・グレン委員長（民主党）と連携を図り、S.993を強く支持した。同法案はまた全国カウンティ協会、USCM、全国知事会からも強い支持を受けていた。S.993が委員会で発声投票によって可決されたのは1994年6月16日である。しかしH.R.140は、下院議事運営委員会のジョン・コンヤース委員長の積極的な態度にもかかわらず、強い力をもつ長老議員たちの激しい抵抗にあい、会期内の成立は不可能となった。こうして第103議会では、マデイト改革法案は流産してしまったのである。⁽¹⁴⁾

ところが、1994年秋の中間選挙で共和党が大勝利をおさめたことで風向きが変わった。共和党は下院では40年ぶりに多数派となり、上院でも過半数を獲得した。1980年代のレーガン＝ブッシュ時代とは逆の組合せの「分割政府」状態となったわけである。共和党のギングリッチ下院議長は「アメリカとの契約」と題する改革パッケージをクリントン政権に突きつけ、財政赤字の大幅削減を要求した。そこにはマデイト改革も含まれていた。⁽¹⁵⁾ そのため第104議会ではマデイト改革法案は最優先法案となり、議会初日にケンプゾーンは上院に法案（S.1）を提出した。同法案が86対10の大差で上院本会議で可決されたのは1月27日である。下院でも同じ内容の法案（H.R.5）が提案され、2月1日に360対74の大差で下院を通過した。クリントン大統領が「マデイト改革法」（Ufunded Mandate Reform Act of 1995: P. L. 104-4）に署名したのは3月22日である。署名に際してクリントン大統領はこの法律の歴史的意義を強調したが、法案が議会における勢力逆転によって可決成立したというのはクリントン政権にとって皮肉というほかない。既に見たように、クリントン政権の連邦主義改革のアプローチは共和党の伝統的なアプローチと多くの要素を共有している。クリントンは現実主義の視点に立って改革を進めようとしているが、それは民主党のリベラル路線からのますますの離脱を引き起している

ようである。なお、1995年マデイト改革法は、財源措置の伴わないマデイトの新設を制限するとともに、規制の作成にあたっては予想されるコストを算出することなどを定めている。

4. EZ/ECプログラム

クリントン政権の連邦主義改革のもう一つの柱は、EZ（エンパワーメント・ゾーン）/EC（エンタープライズ・コミュニティ）の創設である。「エンパワーメント」はクリントン大統領の「政府再生」のキーワードの1つであり、ここでは地方に権限を与えるという意味で使われている。ただしNPRの報告書では、エンパワーメントは政府の第一線の職員に権限を与えるという文脈でも用いられている。⁽¹⁶⁾

ここで取り上げるEZ/ECは、経済的に衰退している地域を対象ゾーンとして指定し、企業に対する税制上の優遇措置、連邦法による規制の適用除外などのインセンティブを与えると同時に、連邦の総合補助金から各EZに1億ドル（農村部は3千万ドル）、各ECに約300万ドルを交付するというものである。EZ/ECの指定を受けた地域では、住民、コミュニティ開発公社、企業、金融機関、サービス提供者、近隣組織、地方政府などコミュニティのあらゆる団体が「地方戦略計画」の作成（コミュニティ・プランニング）と実施に関わることになる。

EZ/ECは1993年オムニバス予算調整法の一部として議会に提案され、1993年8月10日にクリントン大統領の署名により成立したものである。そして1994年12月には6のEZと94のECが指定されている。⁽¹⁷⁾

このプログラムは、「連邦政府が国家的目標を設定し、その目標達成のための手段の選択について州及び地方政府に最大限のフレキシビリティを付与する」というクリントン大統領の連邦主義改革の理念を具体化したものといえる。そしてクリントン大統領も、このプログラムを全米の経済的に疲弊したコミュニティを復興させるものと喧伝している。しかしながら、EZ/ECは内容的に

はそれほど斬新なものではない。

第1に、エンパワーメント・ゾーンは企業活動に対する一種の「フリーゾーン」を設けようとするものであるが、このアイデアは1980年代から「エンタープライズ・ゾーン」という呼称で全米各州で導入が図られてきたものである。エンタープライズ・ゾーンはそもそもイギリスで発案されたものであり、1978年に当時野党であった保守党下院議員のジェフリー・ハウが、衰退した工業地帯を再開発する新しい手法として政府に導入を求めたのが最初といわれている。⁽¹⁸⁾ このエンタープライズ・ゾーンの考え方はサッチャー政権のもとで法制化され、それによってロンドンのドックランド再開発などが進められた。それがアメリカに輸入され、規制緩和による経済活性化を掲げるレーガン大統領がそれにとびつたというわけである。レーガン政権ではジャック・ケンプ共和党下院議員がエンタープライズ・ゾーンの立法化を求めて積極的に働きかけたが、民主党多数の下院はこの手法を拒否し続けた。ブッシュ政権のもとで住宅都市開発省長官に任じられたケンプはなおもエンタープライズ・ゾーンの立法化をめざしたが、果たせなかった。しかし1992年のロス暴動をきっかけに連邦政府に対する都市からの不満が高まり、議会はエンタープライズ・ゾーン法案を可決する。だが、今度はブッシュ大統領が拒否権を発動してこれを潰してしまった。これは議会在エンタープライズ・ゾーンへの規制緩和や税制上の特例措置だけでなく、連邦政府による財政支援を抱き合わせにしようとしたためであったといわれる。⁽¹⁹⁾ その一方で、連邦政府の遅い対応に業を煮やした各州は、独自にエンタープライズ・ゾーンを創設していった。実際に、1980代末には全米で実に2000以上のエンタープライズ・ゾーンが設定されていたといわれている。⁽²⁰⁾

このようにエンタープライズ・ゾーンは、そもそも共和党が伝統的に主張してきた経済自由主義の価値観に合致した政策である。なぜクリントン大統領は、エンタープライズ・ゾーンを政権の国内政策の柱に据えたのであろうか。最も合理的な

説明は、レーガン時代の連邦補助金の大幅カットで財政的に窮地に立たされていた都市へ救済措置を構ることが、政権への支持を確立するために最優先にされねばならなかった、ということであろう。⁽²¹⁾ 市長たちが連邦政府に期待したのは、規制緩和よりも連邦資金の都市部への重点配分であった。それを議会に承認させるために、共和党の推すエンタープライズ・ゾーンを採用して共和党議員を懐柔しようとしたものと推量されるのである。ただし、各州が進めていたエンタープライズ・ゾーンについての評価は分かれている。うまくいっているゾーンもあるが、ほとんど効果を上げていないゾーンも多いようである。⁽²²⁾ その点では、民主党であれ共和党であれ、エンタープライズ・ゾーンを後押しするための連邦政府のインセンティブの必要性については合意が形成されやすかったといえよう。

第2に、EZ/ECのもう一つの要素であるコミュニティ・プランニングも、クリントン政権のオリジナルとはいえない。そもそも住民参加によるコミュニティ・プランニングは、1960年代にジョンソン政権が始めた「モデル都市事業」で導入され、さらに1974年に同事業を発展させて作られた「コミュニティ開発総合補助金」(CDBG)の中で、分権的な計画作成の仕組みとして制度化されたものである。クリントン大統領はコミュニティへのエンパワーメントを掲げているが、それはコミュニティ開発計画の作成過程における地元の自主性の尊重という点では、モデル都市やCDBGの延長線上に位置するものといえる。⁽²³⁾ もっとも、EZ/ECにはいくつかの新しい要素も取り入れられている。例えば、CDBGは州をバイパスして直接都市に交付されたが、EZ/ECは州もプランニングに関与する。また、モデル都市やCDBGは住宅都市開発省が所管していたが、EZ/ECの地域指定や執行管理については関係レベルの18名で構成するコミュニティ・エンタープライズ・ボードが設置され、省庁間の総合調整を行うとしている。⁽²⁴⁾

以上のことから、EZ/ECはクリントン政権

のオリジナルであるというよりも、規制緩和という共和党的手法と連邦補助金という民主党的手法を組み合わせた折衷的なプログラムであるということができよう。もちろん、そこにはコミュニティ・エンタープライズ・ボードの創設といった新しい要素も取り入れられているが、それがどの程度の効果を上げているのかはまだわからない。ただし実際のEZ/ECの指定状況を見ると、やはり民主党系市長の都市が多く指定を勝ち取っている。⁽²⁵⁾ その限りにおいては、EZ/ECが民主党の支持基盤である都市をターゲットとした事業であることは疑い得ない事実であるように思われる。

5. NPRフェイズ2と連邦補助金改革

クリントン大統領は連邦主義の再生を図る方策として、マンデイトの改革、EZ/ECプログラムの創設と並んで、連邦補助金制度の改革を掲げている。そのうち零細補助金の整理や補助事業の申請手続の簡素化については一応の実現が図られたが、特定補助金の統合などのラディカルな改革案については議会と激しく衝突することになった。その過程と現在の状況について最後に簡単に触れておきたい。

さて、1993年10月にクリントン政権は、連邦補助金の統合などを内容とする「政府改革及び節減法案」(H. R. 3400)を議会に送り込んだ。しかし同法案は下院では圧倒的大差で可決されたものの、上院で否決されてしまった。その後、同法案は「政府管理改革法案」と改称され、内容も財務管理の改善を求める漸進的なものへと修正されてしまう。⁽²⁶⁾ 同法案が大統領の署名を得て成立するのは、1994年10月13日である。

翌1995年1月、クリントン政権は「NPRフェイズ2」と呼ぶ改革パッケージを発表した。⁽²⁷⁾ これは、特定補助金の統合、州及び地方政府への権限移譲、連邦機能の一部民間化、連邦事業及び連邦機関の一部廃止の4つの部分から成っており、政府間関係をよりドラスティックに変えることを狙った野心的な提案といえる。特定補助金の統合

については、農務省の14事業、教育省の70事業、厚生省の108事業、住宅都市開発省の60事業、運輸省の30事業、環境保護局の12事業を統合するとしている。NPRフェイズ2では、この統合によって1996-2000年の5年間に265億ドルを節減するとしている。また、NPRフェイズ2は州及び地方政府との「パフォーマンス・パートナーシップ」という概念を導入している。これは、プログラムの統合、プログラムの目的を達成するための州及び地方政府への財政的パフォーマンス・インセンティブ、連邦から州及び地方の管理者への決定権限の変更、プログラムの実験における州及び地方政府のフレキシビリティの拡大、結果指向のアカウントビリティの新システム、管理費用の節減という6の柱から構成されている。ただし、NPRフェイズ2の実行には議会の協力が必要であり、共和党多数の議会においてどの程度の成果を上げることができるか、現段階では不確定であるといわねばならない。

6. おわりに

クリントン大統領は、レーガン=ブッシュ政権時代の「小さな政府」政策によって財政逼迫に追い詰められた都市の復興を掲げ、マンデイトの改革やエンパワーメント・ゾーンの創設を実現した。そして現在は特定補助金の統合を提案している。クリントン大統領の連邦主義改革のプロセスを概観して感ずることは、その「中道」的な政策対応である。クリントン大統領は、医療保険制度改革ではリベラルな姿勢を崩さなかったが、政府間関係に関しては無節操とも思えるほどイデオロギー色のない現実的な政策を推進しようとしているようにみえる。とくに1994年秋の中間選挙で歴史的な敗北を喫してからは、共和党との妥協をますます求められるようになったことから、いっそう「中道色」を強めざるを得なくなっているようにみえる。ただし、1996年は大統領選挙の年である。40年ぶりに上下両院で多数を占めた共和党は、クリントン大統領との対決姿勢をいっそう強めるに違いない。そのなかでクリントン大統領が、再選

に向けてどれだけ新鮮な改革案を提示できるかが注目される。1992年の大統領選挙では、クリントンは「変革」を掲げて中間層の支持を獲得した。だが空手形はもはや許されない。大統領選挙に向けて、今後のクリントン政権の動きが注目される所以である。

注

- (1) Sidney M. Miklis and Michael Nelson, *The American Presidency: Origins and Development 1776-1993* 2nd ed. (Washington D.C.: CQ Press, 1994), p.395.
- (2) Bill Clinton and Al Gore, *Putting People First* (New York: Times Books, 1992), p. 24.
- (3) 小池治「クリントンと行政改革」藤本一美編『クリントンとアメリカの変革』東信堂, 1995年, 95-113頁。平井文三「アメリカ連邦政府におけるマネジメント改革の動向(1)～(4)」『行政とADP』1994年8月号～11月号。
- (4) National Performance Review, *From Redtape to Results: Creating a Government that Works Better and Costs less*, Washington D.C.: U.S. Government Printing Office, 1993), Chapter 1.
- (5) David Osborne and Ted Gaebler, *Reinventing Government: How the Entrepreneurial Spirit is Transforming the Public Sector* (Reading: Addison-Wesley, 1992).
- (6) 藤本一美「クリントン政権論」藤本編『クリントンとアメリカの変革』, 10頁。
- (7) William A. Galston and Geoffrey L. Tibbetts, "Reinventing Federalism: The Clinton/Gore Program for a New Partnership Among the Federal, State, Local, and Tribal Government," *Publius: The Journal of Federalism* 24:3 (Summer 1994), pp.23-48.
- (8) Ann O'M. Bowman and Michael A. Pagano, "The State of American Federalism, 1993-1994," *Publius: The Journal of Federalism* 24:3 (Summer 1994), p.6.
- (9) マンデイト問題については, 新藤宗幸『アメリカ財政のパラダイム』(新曜社, 1986年) 255-264頁で詳しく論じられている。
- (10) Timothy J. Conlan, *New Federalism: Intergovernmental Reform from Nixon to Reagan* (Washington D.C.: The Brookings Institution, 1988).
- (11) Galston and Tibbetts, "Reinventing Federalism," pp.26-27.
- (12) *Ibid.*, pp.27-28.
- (13) 一方で, クリントン大統領は内政課題の解決のためマンデイトやプリエンプション(先占)といった手法を有効に活用しているとの指摘もある。Bowman and Pagano, "The State of American Federalism, 1993-1994," p. 2. 例えば, 1993年には「拳銃暴力防止法」(ブラディ法)が制定されたが, その際にも, 地方政府が銃器の購入者の履歴事項をチェックする担当官を置く費用については保障されていない。また, 1993年に施行された「アメリカ障害者法」(ADA)は州及び地方政府に対し, 公共施設の新設及び改修の際に障害者が利用できるように配慮することを求めているが, これにも連邦政府からの補助はない。
- (14) 以下のマンデイト改革法の成立過程については, Timothy J. Conlan, James D. Riggie, and Donna E. Schwartz, "Deregulating Federalism? The Politics of Mandate Reform in the 104th Congress," *Publius: The Journal of Federalism* 25:3 (Summer 1995), pp. 23-40. による。
- (15) Ed Gillispie and Bod Schellhas eds., *Contract with America* (New York: Times Books, 1994), p.133.
- (16) National Performance Review, *From Redtape to Results*, Chapter 3.
- (17) Sarah F. Liebschutz, "Empowerment Zones and Enterprise Communities: Reinventing Federalism for Distressed Com-

- munties," *Publius: The Journal of Federalism* 25 : 3 (Summer 1995), pp.117-132.
- (18) エンタープライズ・ゾーンの歴史については、次の文献を参照した。Stuart M. Butler, "Conceptual Evolution of Enterprise Zones," in Roy E. Green ed., *Enterprise Zones : New Directions in Economic Development* (London : Sage Publications, 1991).
- (19) Michael Rich, "Riot and Reason: Crafting an Urban Policy Response," *Publius: The Journal of Federalism* 23 : 3 (Summer 1993), p. 127.
- (20) Liebschutz, "Empowerment Zones and Enterprise Communities," p. 127.
- (21) Rich, "Riot and Reason," pp. 127-128. 1980年から1992年のレーガン=ブッシュ時代に都市に対する連邦補助金は半減した。とくに、一般歳入分与 (GRS) や都市開発活動補助金 (UDAG) が廃止された結果、市の歳入に占める連邦補助金の割合は、1980年には17%であったのが1992年には6%に落ち込んだ。その分、州からの補助金が15%へと増えたが、州の財政も悪化したため、市の財政支出の拡大はもっぱら地方税の増税や手数料の引き上げでまかなわざるを得なかった。
- (22) Marilyn Marks Rubin, "Can Reorchestration of Historical Themes Reinvent Government? : A Case Study of the Empowerment Zones and Enterprise Communities Act of 1993," *Public Administration Review*, 54 : 2 (March/April 1994), pp.164-165.
- (23) Ibid., pp.161-169.
- (24) コミュニティ・エンタープライズ・ボードの構成メンバーは、HUD, 農務省, 保健福祉省, 財務省, 内務省, 商務省, 労働省, 運輸省, 教育省の各長官および法務長官, それに OMB, 国家薬物統制局, 環境保護庁, 中小企業局, 経済諮問委員会の代表と, 内政政策及び経済政策担当大統領補佐官が加わる。
- (25) Liebschutz, "Empowerment Zones and Enterprise Communities," p.129-132.
- (26) Christopher H. Foreman, Jr., "Reinventing Politics? The NPR Meets Congress," in Donald F. Kettl and John J. DiIulio, Jr. eds., *Inside the Reinventing Machine : Appraising Governmental Reform* (Washington D. C. : The Brookings Institution, 1995), pp. 152-168.
- (27) 以下, NPR フェーズ 2 については, 次の文献を参照した。James D. Carroll, "The Rhetoric of Reform and Political Reality in the National Performance Review," *Public Administration Review*, 55 : 3 (May/June 1995), pp.302-312.